

第 40 回コーデックス連絡協議会資料一覧

資料番号	資料名
1	議事次第
2	委員名簿
3	会場配置図
4-(1)	第 41 回残留農薬部会 (CCPR) 議題 [仮訳]
4-(2)	第 41 回残留農薬部会 (CCPR) 概要
5-(1)	第 37 回食品表示部会 (CCFL) 議題 [仮訳]
5-(2)	第 37 回食品表示部会 (CCFL) 概要
6-(1)	第 18 回食品残留動物用医薬品部会 (CCRVDF) 議題 [仮訳]
6-(2)	第 18 回食品残留動物用医薬品部会 (CCRVDF) 概要
7-(1)	第 32 回総会 (CAC) 仮議題 [仮訳]
7-(2)	第 32 回総会 (CAC) の主な検討議題
7-(3)	第 32 回総会 (CAC) で議論されるその他の事項

第 40 回コーデックス連絡協議会

日時：平成 21 年 6 月 19 日（金）

14:00 ～ 16:00

場所：三田共用会議所 3F 大会議室

議 事 次 第

1. コーデックス委員会の活動状況

(1) 最近のコーデックス委員会の活動状況について

- ・ 第41回残留農薬部会
- ・ 第37回食品表示部会
- ・ 第18回食品残留動物用医薬品部会

(2) 今後のコーデックス委員会の活動について

- ・ 第32回総会

2. その他

コーデックス連絡協議会 委員名簿

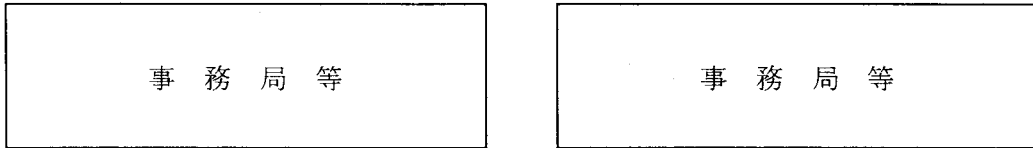
(敬称略 50音順)

いわた 岩田	しゅうじ 修二	(前)サントリー(株) 品質保証本部 テクニカルアドバイザー
おにたけ 鬼武	かずお 一夫	日本生活協同組合連合会 安全政策推進室 室長
かすみ 春見	たかふみ 隆文	日本大学生物資源科学部農芸化学科 教授
かどま 門間	ひろし 裕	(財) 食品産業センター 参与
かんだ 神田	としこ 敏子	前 全国消費者団体連絡会 事務局長
たかや 高谷	さとし 幸	(社) 日本食品衛生協会 常務理事
はすお 蓮尾	たかこ 隆子	家庭栄養研究会 副会長
ひらかわ 平川	ただし 忠	日本食品添加物協会 常務理事
ほその 細野	あきよし 明義	(財) 日本乳業技術協会 常務理事
まつたに 松谷	みつこ 満子	(財) 日本食生活協会 会長
やまうら 山浦	やすあき 康明	日本消費者連盟 事務局長
やまだ 山田	まさのぶ 雅宣	全国農業協同組合連合会 営農総合対策部 営農企画グループリーダー
よしいけ 吉池	のぶお 信男	青森県立保健大学健康科学部栄養学科 教授
わだ 和田	まさえ 正江	主婦連合会 副会長

第 40 回コーデックス連絡協議会 会場配置図

平成 21 年 6 月 19 日 (金) 14:00 ~ 16:00

三田共用会議所 3F 大会議室



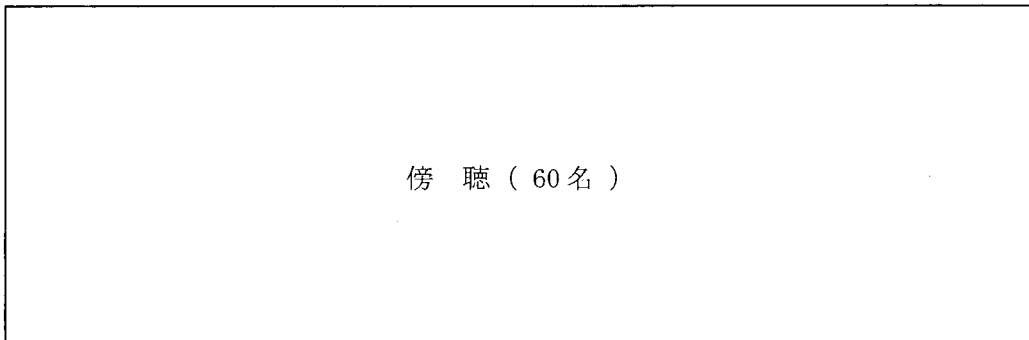
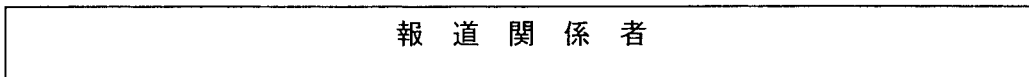
- 説明者 ○
- 吉倉参与 ○
- 池田国際食品室長 ○
- 山田調査官(司会) ○
- 山田アドバイザー ○

- 神田 委員 ○
- 平川 委員 ○
- 門間 委員 ○
- 春見 委員 ○

- 細野 委員
- 松谷 委員
- 蓮尾 委員
- 岩田 委員

入口

- 高谷 委員
- 山浦 委員
- 山田 委員



FAO / WHO 合同食品規格計画

第 41 回残留農薬部会

日時 : 2009 年 4 月 20 日 (月) ~ 4 月 25 日 (土)

場所 : 北京 (中華人民共和国)

議 題

1.	議題の採択
2.	報告者の選任
3.	コーデックス総会及びその他の部会からの付託事項
4. (a)	2008 年 FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議 (JMPR) からの一般審議事項の報告
(b)	コーデックス残留農薬部会で生じた特定の懸案に対する 2008 年 JMPR の回答
5.	食品及び飼料における農薬最大残留基準値 (MRL) 案及び原案 (ステップ 7 及び 4)
6.	食品及び飼料のコーデックス分類の改訂原案 (ステップ 4)
7.	残留農薬の分析法に関する検討事項 (作業部会にて検討)
(a)	残留農薬の測定のための結果の不確かさの推定に関するガイドラインの改訂原案 (ステップ 4)
8.	コーデックスを通じて世界的に調和された MRL の実現
9.	コーデックス残留農薬部会が適用するリスク分析の原則の改訂
10.	農薬に関するコーデックス優先リストの策定
11.	その他の事項及び今後の作業
(i)	Minor Uses 及び Specialty Crops に係るコーデックス MRL 策定の促進のためのガイダンスに関する討議文書
(ii)	かんきつ類、仁果類、油糧種子及びワイン用ブドウにおける一次加工後の残留農薬の分布の評価に関する討議文書
(iii)	加工食品に対する MRL 策定に関連した加工方法に関する今後の検討：原則及び実施に関する勧告
12.	次回会合の日程及び開催地
13.	報告書の採択

※標記会合と並行して、2009 年 4 月 21 日 (火) 及び 22 日 (水) に「分析法に関する作業部会」(議題 7 に関連) が開催された。

第 41 回残留農薬部会 (CCPR) 概要

1. 開催日及び開催場所

日時：2009 年 4 月 20 日 (月) ～4 月 25 日 (土)

場所：北京 (中華人民共和国)

2. 参加国及び国際機関

71 加盟国、1 加盟機関 (EC)、10 国際機関 (参加者総数 246 名)

3. 我が国からの出席者

厚生労働省医薬食品局食品安全部国際食品室室長	池田 千絵子
農林水産省消費・安全局農産安全管理課長	朝倉 健司
厚生労働省医薬食品局食品安全部基準審査課課長補佐	工藤 俊明
農林水産省消費・安全局農産安全管理課課長補佐	堀部 敦子
農林水産省消費・安全局農産安全管理課企画調査係長	入江 真理
内閣府食品安全委員会事務局評価課残留農薬係長	高畑 正浩

4. 主な審議結果

主要議題は以下のとおり。

議題 5 食品及び飼料中の農薬最大残留基準値 (MRL) 案及び原案の検討

今回の部会では、41 農薬に係る残留基準の検討が行われた。結果以下のとおり。

○ 残留基準がステップ 8 に進められた農薬

Carbaryl (008) Triadimefon (133) Flusilazole (165) Triadimenol (168)

○ 残留基準がステップ 5/8 に進められた農薬

Dimethoate (027) Diphenylamine (030) Ethoxyquin (035) Malathion (049)

Methomyl (094) Cypermethrins (including alpha- and zeta-cypermethrins) (118)

Cyhalothrin (includes lambda-cyhalothrin) (146) Profenofos (171)

Buprofezin (173) Tebuconazole (189) Chlorpropham (201) Imidacloprid (206)

Azoxystrobin (229) Chlorantraniliprole (230) Mandipropamid (231)

Prothioconazole (232) Spinetoram (233) Spirotetramate (234)

○ 残留基準がステップ 5 に進められた農薬

Methomyl (094) Cypermethrins (including alpha- and zeta-cypermethrins) (118)

Tebuconazole (189) Boscalid (221)

○ 既存残留基準の削除が提案された農薬

Captan (007)	Carbaryl (008)	Dimethoate (027)	Diphenylamine (030)
Ethoxyquin (035)	Malathion (049)	Mevinphos (053)	Methomyl (094)
Acephate (095)	Carbofuran (096)	Methamidophos (100)	Phosmet (103)
Dithiocarbamates (105)		Phorate (112)	
Cypermethrins (including alpha- and zeta-cypermethrins) (118)			Carbosulfan (145)
Cyhalothrin (includes lambda-cyhalothrin) (146)		Cyfluthrin / beta-cyfluthrin (157)	
Flusilazole (165)	Triadimenol (168)	Profenofos (171)	Buprofezin (173)
Tebuconazole (189)	Chlorpropham (201)		Imidacloprid (206)

○ 残留基準のステップを進めなかった農薬

(ステップ 7 に維持)

Chlorpyrifos-methyl (090)	Carbofuran (096)	Phorate (112)	Oxamyl (126)
Triadimefon (133)	Prochloraz (142)	Triazophos (143)	Carbosulfan (145)
Triadimenol (168)	Fenpyroximate (193)	Haloxypop (194)	Esfenvalerate (204)
Metalaxyl-M (212)			

(ステップ 4 に維持)

Haloxypop (194)

(ステップ 6 に差し戻し)

Carbaryl (008) Cyfluthrin / beta-cyfluthrin (157)

○ 一部の食品の残留基準の検討を中止した農薬

Carbaryl (008)	Dimethoate (027)	Methomyl (094)	Acephate (095)
Carbofuran (096)	Methamidophos (100)	Carbosulfan (145)	Prothioconazole (232)

議題 6 食品及び飼料のコーデックス分類の改訂原案 (ステップ 4)

(a) 食品及び飼料のコーデックス分類の改定

オランダが中心となって作業を行った「鱗茎野菜 (Bulb Vegetables)」、「うり科野菜を除く果菜類 (Fruiting Vegetables, others than Cucurbits)」、「ベリー類及び小果実類 (Berries and Small Fruits)」、「食用きのこ類 (Edible Fungi)」、「柑橘類 (Citrus Fruits)」、「仁果類 (Pome Fruits)」、「核果類 (Stone Fruits)」及び「油糧種子 Oilseeds」に関するコーデックス分類、新しいサブグループの設定や作物名の増加等に対応した新たなコーディングシステムが提案された。いくつかの作物に関して当該グループに入れることや、サブグループの数の妥当性などについて意見が出され、再検討が必要な事項については報告書で[] (Square brackets) を付すこととした。引き続き電子作業部会 (座長: オランダ・米国) を設立し、他のグループに関するコーデックス分類の改訂作業を進めること及び今回[]とされた作物について、必要な検討を行うこととなった。

(b) 代表作物 (Representative commodity) の選定

米国が作成した原則及びガイダンスの概要が説明された。我が国より、提案された原則及びガイダンスについて、よりわかりやすくするために文書の構成を再構築する必要があること、OECD や JMPR における議論の結果についても可能であれば盛り込むため検討すべきであること、3 つの原則のうち最優先されるべき原則はどれかを明確にすることを発言するとともに、将来の作業に関しては、まず原則及びガイダンスを完成させ、Step 8 で承認された後、段階的に Representative Commodity を選択する手順が必要であることを提案した。結果として、提案された 3 つの原則は合意しうるものであり、Representative Commodity は柔軟性を持つべきであること、提案された討議文書については、我が国の主張も取り入れつつ Step 2 として米国が再度討議文書を作成することが合意された。

議題 8 コーデックスを通じて世界的に調和された MRL の実現

前回の CCPR で設置した電子作業部会（座長：米国）において、各国当局が MRL を設定する前に JMPR が国際基準としての MRL を勧告するためのパイロットプロジェクトの提案につき、具体的な内容を記載した討議ペーパーが作成され、今回、正式議題の会議資料として配付されたもの。

今回の CCPR においては、発展途上国を中心として、パイロットプロジェクトの開始を支持する意見も多かったものの、反対意見も多く、CAC で承認が得られる可能性が低い（本年度の JMPR で評価を行うためには、CAC の前に作業を始める必要があることから、Codex 事務局は CCPR で全会一致での承認を求めた）ため、本件パイロットプロジェクトは開始されないことになった。

議題 9 CCPR が適用するリスク分析の原則の改訂

前回の CCPR で設置した電子作業部会（座長：アルゼンチン）により作成された討議文書が議論され、CXL の削除、定期的な再評価 (Periodic Review) の考え方、文書の構成等について意見が出された。

我が国より、文書の構成についてはリスク管理ポリシーの様式を維持することに加えて、既に合意している Concern Form (JMPR の評価結果に対して新たな毒性データ等に基づいて健康影響上の懸念がある場合の手続き) や Alternative GAP (定められた農薬使用基準を守って生産しても基準値を超過する場合に提案される代替の使用方法) の提案等について手続きマニュアルに加える作業と、定期的な再評価手続き及び残留が検出されない場合の優先リストの基準の改変などの実質的に新たな合意が必要な作業とを分けて進めるべきと提案した。

議論の結果、1) 定期的な再評価の手続きは維持すること、2) その際のデータ要求や MRL の削除の手続きに関して見直すことを合意するとともに、3) それらを考慮して CCPR が適用するリスク分析の原則の見直しの作業を行うために再度電子作業部会（座長：アルゼンチン）を設立することを合意した。

(参考)

残留農薬部会 (CCPR) の作業と今後のアクション

事項	ステップ	今後のアクション
農薬最大残留基準値 (MRL) 案及び改定案	8	・ 第 32 回総会
MRL 案及び改訂原案	5/8	・ 第 32 回総会
MRL 原案	5	・ 第 32 回総会 ・ 第 42 回 CCPR
MRL の削除が提案された農薬	—	・ 第 32 回総会
ステップ 7、4 に維持された MRL 案及び原案	7/4	・ JMPR、第 42 回 CCPR (JMPR の年次報告による)
ステップ 6 に差し戻された MRL 案	6	・ 2009 年 JMPR ・ 第 42 回 CCPR
食品及び飼料のコーデックス分類の改訂原案	5	・ 第 42 回 CCPR ・ 電子作業部会 (座長: オランダ、米国)
残留農薬の測定結果の不確かさの推定	3	・ 第 32 回総会 ・ 電子作業部会 (座長: IAEA) ・ 第 42 回 CCPR
代表作物の選定に関する原則及びガイダンス	2/3	・ 第 32 回総会 ・ 素案作成 (米国) ・ 第 42 回 CCPR
CCPR に適用するリスク分析の原則の改定	手続き マニュアル	・ 第 32 回総会 ・ 電子作業部会 (座長: アルゼンチン) ・ 第 42 回 CCPR
加工係数のための Kow (n-オクタノール-水分配係数) の利用	—	・ 素案作成 (EC) ・ 第 42 回 CCPR (分析とサンプリング手法に関する作業部会)
Minor Uses 及び Specialty Crops に係るコーデックス MRL 策定の促進のためのガイダンス	—	・ 電子作業部会 (座長: 米国、共同座長: オーストラリア、ケニア) ・ 第 42 回 CCPR
農薬に関するコーデックス優先リストの設定 (定期的な再評価される農薬と新規農薬)	1/2/3	・ 第 32 回 CAC ・ 電子作業部会 (座長: オーストラリア) ・ 第 42 回 CCPR
MRL の案及び原案	作業中止	・ 第 32 回総会

FAO / WHO 合同食品規格計画

第 37 回食品表示部会

日時 : 2009 年 5 月 4 日 (月) ~ 5 月 8 日 (金)

場所 : カルガリー (カナダ)

議 題

1.	議題の採択
2.	部会に付託された事項
3.	コーデックス規格案における表示事項の検討
4.	FAO 及び WHO からの付託事項：食事、運動及び健康に関する WHO の世界的な戦略の実施について
a)	任意又は義務的に常に表示される栄養成分リストに関する栄養表示ガイドライン改訂案 (ステップ 4)
b)	義務的栄養表示に関する討議文書
c)	栄養表示の読みやすさについての基準・原則提案 (ステップ 4)
d)	食事、運動及び健康に関する WHO の世界的な戦略で特定された食品原材料を取扱う表示規定に関する討議文書
5.	有機食品の生産、加工、表示及び流通に関するガイドライン
a)	修正案 (付属文書 1) : 他の果実へのエチレンの追加 (ステップ 7)
b)	修正原案 (付属文書 2) : ロテノンの削除 (ステップ 4)
6.	遺伝子組換え／遺伝子操作技術由来食品及び原材料の表示
a)	包装食品の表示に関する一般規格の修正案 (遺伝子組換え／遺伝子操作技術由来食品の表示に関する勧告案) : 定義 (ステップ 7)
b)	遺伝子組換え／遺伝子操作技術由来食品に関する勧告原案 (ステップ 4)
7.	食品表示に関するコーデックステキストの編集上の修正
8.	包装食品の正味量表示に関する OIML の勧告に沿った包装食品の表示に関する一般規格の修正
9.	規格化された食品の一般名称の他の食品への使用に関する討議資料
10.	その他の事項、今後の作業及び次回会合の日程及び開催地
11.	報告書の採択

※ 標記会合に先立ち、2009 年 5 月 2 日 (土) に「食事、運動及び健康に関する WHO の世界的な戦略の実施について」に関する作業部会が開催された。

第 37 回食品表示部会 (CCFL) 概要

1 開催日及び開催場所

日 時：2009 年 5 月 4 日 (月) ～5 月 8 日 (金)

場 所：カルガリー (カナダ)

2 参加国及び国際機関

63 加盟国、1 加盟機関 (EC)、24 国際機関 (参加者総数 201 名)

3 我が国からの参加者

厚生労働省医薬食品局食品安全部企画情報課 国際食品室長 池田 千絵子

厚生労働省医薬食品局食品安全部基準審査課

新開発食品保健対策室 保健機能係長 泉水 玲子

厚生労働省医薬食品局食品安全部参与 吉倉 廣

テクニカルアドバイザー

東京大学医学部附属病院企画情報運営部企画経営部長 小池 創一

4 議論の概要

主要議題は以下のとおり。

議題 4 FAO 及び WHO からの付託事項：食事、運動及び健康に関する WHO の世界的な戦略の実施について

2004 年 5 月の WHO 総会にて採択された、生活習慣病の疾病率と死亡率の低減を目指した取組のための戦略 (WHO 世界戦略) に関し、コーデックスとしてどのような対応が可能か、表示部会と栄養・特殊用途食品部会に対して検討が求められているもの。部会では、本部会に先立ち開催された作業部会の報告に基づき議論が行われ、以下の事項が合意された。

a) 任意又は義務的に常に表示される栄養成分リストに関する栄養表示ガイドライン改訂案 (ステップ 4)

栄養成分リストに加えるかどうかは、(1) 公衆衛生上の重要性 (2) 消費者が健康に資する食品を選択できるような情報提供に資するかどうか (3) 実行可能性の 3 点のクライテリアに基づき、判断されるべきであることが合意された。それに基づくと、熱量、たんぱく質、脂質、糖質に加えて、飽和脂肪酸をリストに追加すべきであることが合意されたが、糖類、添加した糖類、トランス脂肪酸については合意が得られなかった。また、コレステロールはリストに追加すべきではないことで合意された。ナトリウムについては、リストに加えるべきであることは概ね合意が得られたが食塩と表記すべきか、ナトリウムと表記すべきかについては意見が分かれ、食物繊維についてはさらなる議論が必要とされ

た。

さらに、費用と便益や公衆衛生上の必要性についても世界的な動向と各国固有の動向との兼ね合いについても配慮が必要であることが確認され、ステップ3として各国のコメントを求め、次回部会で議論することとなった。

b) 義務的栄養表示に関する討議文書

義務的表示については、a) 任意又は義務的に常に表示される栄養成分リストに関する栄養表示ガイドライン改訂案の議論の後で進めることで合意されていることから、義務的表示を行う場合の問題点等を指摘するにとどめ、引き続きオーストラリアが電子作業部会の議長を務め、討議文書を改訂することとされた。

c) 栄養表示の読みやすさについての基準・原則原案 (ステップ4)

消費者教育や理解度に左右される”readability”を標題から削除すること及び数値で表示する場合の数字の丸め方は各国で定めるべきであることには合意したが、様式、最小フォントサイズを決めるかどうか、除外規定等には合意が得られず、原案をステップ3として各国のコメントを求め、次回議論することとされた。

d) 食事、運動及び健康に関するWHOの世界的な戦略で特定された食品原材料を取扱う表示規定に関する討議文書

ノルウェーを議長として電子作業部会が行われていたものの最終的な報告書が間に合わなかったため、WHOの世界戦略にリストアップされた食品原材料(果物、野菜、豆類、全粒穀類、木の実、遊離糖類、食塩(ナトリウム))に限って引き続き電子作業部会(ノルウェー、カナダ議長)で討議文書を作成し、次回部会で議論することで合意した。

議題5 有機食品の生産、加工、表示及び流通に関するガイドライン

「有機食品の生産、加工、表示及び流通に関するガイドライン」(GL 32-1999, Rev. 1-2001)に関し、キウイフルーツとバナナ以外の果実へのエチレンの追加(ステップ6)及び魚毒性の高いロテノンの「使用可能な農薬リストからの削除」について検討を行うこととなっていたもの。

a) 修正案(付属文書1) : 他の果実へのエチレンの追加(ステップ7)

キウイフルーツとバナナの追熟目的以外の熱帯果実への適用拡大については、必要であるという意見が多く出たものの科学的根拠を示した国がなかったことから、「有機食品の生産、加工、表示及び流通に関するガイドライン」セクション5.1のクライテリアに合致する科学的根拠について、各国にコメントを求めるためステップ6に戻すことが合意された。

b) 修正原案(付属文書2) : ロテノンの削除(ステップ4)

第36回部会において我が国が提案した魚毒性の強いロテノン(デリス根に含まれる殺虫目的で使用する資材)を有機食品の生産、加工、表示及び流通に関するガイドラインの使用許可資材から削除するか、または、使用に際しては水系に入らないよう限定することとの注釈を追加する作業については、我が国を含めマリ、ノルウェー、カナダ等削除に賛

成する国もあったものの、代替物が手に入らない国もあること、環境や公衆衛生への重大な悪影響なしに広く使われており、容易に分解すること等から、使用に際しては水系に入らないよう限定することの注釈を追加することで合意し、ステップ5Aで第32回総会に諮ることが合意された。

議題6 遺伝子組換え／遺伝子操作技術由来食品及び原材料の表示

- a) 包装食品の表示に関する一般規格の修正案（遺伝子組換え／遺伝子操作技術由来食品の表示に関する勧告案）：定義（ステップ7）
- b) 遺伝子組換え／遺伝子操作技術由来食品の表示に関する勧告原案（ステップ4）

1993年以降、遺伝子組換え／遺伝子操作技術由来食品及び原材料の表示に関するガイドライン策定について議論してきたが、第36回部会（2008年）において、ステップ4となっていた、ガイドライン原案に代えて、今後は、2008年1月にガーナにおいて開催された作業部会で作成した文書（現行のコーデックス文書に掲載されている表示の規定のうち、遺伝子操作技術由来／遺伝子組換え食品及び原材料の表示にも適用できる規定を整理した作業文書）をベースとして議論を進めていくことが合意された。

しかし、20年近い歳月が費やされながらコンセンサスに至っておらず、近い将来にコンセンサスが得られる見込みもないこと、「食事、運動及び健康に関するWHOの世界的な戦略」の実施等、より緊急の公衆衛生上の課題に投入すべきことができた人的・財政的資源が既に投入されていることを考慮に入れると、本作業は中止されるべきと主張した国（米国、アルゼンチン等）と、20年の間に進捗が見られているし、特に多くの開発途上国がCodexの遺伝子組換え／遺伝子操作技術由来食品の表示のガイダンスを必要としていること、この観点で勧告原案は有用でありうること、消費者の選択に資する観点から義務表示が必要であると主張する国（EC、マリ等）とで意見が分かれたが、作業の継続に多くの支持があったことから、議論が継続されることとなった。

各論では、「勧告」原案の冒頭部分について、様々な意見が出され、意見がまとまらなかったため、議長より少なくとも3会期間作業を中断することが提案されたが、反対意見が多かったため、「勧告」原案は、冒頭部分のオプションを増やしてステップ3、「包装食品の表示に関するコーデックス一般規格」における定義については、ステップ7のままとして議論を継続することが合意された。

(参考)

食品表示部会 (CCFL) の作業と今後のアクション

事項	ステップ	今後のアクション
有機食品に関するガイドライン修正原案 (付属文書 2) : ロテノンの削除	ステップ 5A	第 32 回 CAC
有機食品に関するガイドライン修正案 (付属文書 1) : 他の果実へのエチレンの追加	ステップ 6	第 38 回 CCFL
包装食品の表示に関する一般規格の修正案 (遺伝子組換え/遺伝子操作技術由来食品の表示に関する勧告原案) : 定義	ステップ 7	第 38 回 CCFL
任意又は義務的に常に表示される栄養成分リストに関する栄養表示ガイドライン改訂原案	ステップ 3	第 38 回 CCFL
栄養表示の読みやすさについての基準・原則原案	ステップ 3	第 38 回 CCFL
遺伝子組換え/遺伝子操作技術由来食品の表示に関する勧告原案	ステップ 3	第 38 回 CCFL

FAO / WHO 合同食品規格計画

第 18 回食品残留動物用医薬品部会

日時 : 2009 年 5 月 11 日 (月) ~ 5 月 15 日 (金)

場所 : ナタール (ブラジル)

議 題

1.	議題の採択
2.	コーデックス総会及びその他の部会・特別部会からの付託事項
3.	FAO/WHO からの関心事項及び第 70 回 FAO/WHO 合同食品添加物専門家会議 (JECFA) からの報告
4.	「動物用医薬品の登録に係る技術的要件の調和に関する国際協力」(VICH) を含む OIE の活動報告
5.	動物用医薬品の最大残留基準値 (MRL) の検討
(a)	動物用医薬品の MRL 案
(b)	動物用医薬品の MRL 原案
6.	食料生産動物への動物用医薬品の使用に関連して各国において食品安全を保証するための規制プログラムを設計・実施するためのガイドライン案
7.	食品中の残留動物用医薬品の分析法に関する討議文書 分析・サンプリング法に関する電子作業部会の報告
8.	JECFA の評価又は再評価を必要とする動物用医薬品の優先順位リスト 優先順位に関する電子作業部会の報告
9.	動物用医薬品に係るリスク管理についての最近のプラクティスと今後の作業の必要性に関する討議文書
10.	その他の事項及び今後の作業
11.	次回会合の日程及び開催地
12.	報告書の採択

第 18 回食品残留動物用医薬品部会 (CCRVD) 概要

1 開催日及び開催場所

日時 2009 年 5 月 11 日～15 日
場所 ナタール (ブラジル)

2 参加国及び国際機関

53 加盟国、1 加盟機関 (EC)、5 国際機関

3 我が国からの参加者

厚生労働省医薬食品局食品安全部企画情報課国際食品室長	池田千絵子
農林水産省消費・安全局国際基準課 課長	小川 良介
農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課 課長補佐	能田 健
厚生労働省医薬食品局食品安全部基準審査課食品規格専門官	江島裕一郎
農林水産省動物医薬品検査所検査第二部一般薬検査室長	遠藤 裕子
内閣府食品安全委員会評価課残留動物用医薬品係長	井上 智子

4 主要議題の検討結果

主要議題は以下のとおり。

議題 2 コーデックス総会及びその他の部会・特別部会からの付託事項

牛及び豚組織中のラクトパミンの MRL については、FAO/WHO 合同食品添加物専門家会議 (JECFA) 第 62 回会合の提案に基づき、前回部会でステップ 8 に進めることで合意された。その際 EC、スイス、ノルウェーが、圏内においてその使用が禁止されていることを理由に反対を表明したが、これらの反対が科学的な根拠を示しているものではないことされた。その後、第 31 回総会においては、欧州食品安全機関 (EFSA) が評価を実施中であること等から、これをステップ 8 に留め、第 18 回 CCRVD で新たな科学的データに基づいて JECFA の再評価の優先順位リストに加えるかどうか検討することが合意された。

今次会合では、EC が、JECFA の評価はデータの不確実性及び脆弱性が高いという EFSA の評価結果を示し、ラクトパミンを JECFA の再評価の優先順位リストに載せるべきであると主張した。中国は、自国で実施した豚の残留試験成績を示し、投薬終了後の早期に高濃度の残留が認められ、肺、小腸等の組織にも著しい残留が認められたと指摘し、現在のラクトパミンの MRL 案を使用実態を踏まえた休薬期間によっては達成できないこと、現在のフードバスケットに含まれていない肺等の組織も通常アジアでは摂食されていることから JECFA が包括的な再評価を行うべきであることを主張した。部会としては、

JECFA の再評価優先順位リストに掲載するための根拠にできるような新しいデータは存在しないと結論付けたが、EC、中国及びノルウェーがこれに保留を表明した（補足：議題 8 においては、ラクトパミンの残留消失のデータに（豚の通常の標的組織のみ）について JECFA がレビューを行うこと及び優先順位リストに載せることが合意された。ただし、ADI/MRL については見直しの対象とはならない）。

議題 5 動物用医薬品の最大残留基準値 (MRL) の検討

○ MRL 案がステップ 8 に進められた動物用医薬品

酢酸メレンゲステロール (牛)

○ MRL 案がステップ 5 / 8 に進められた動物用医薬品

アビラマイシン (豚・鶏・七面鳥・ウサギ)、デキサメサゾン (牛・豚・馬・牛乳)、モネンシン (牛・羊・山羊・鶏・七面鳥・ウズラ・牛乳)、ナラシン (鶏)、トリクラベンダゾール(牛・羊)、タイロシン (牛・豚・鶏・牛乳・鶏卵)

○ MRL 案がステップ 5 に進められた動物用医薬品

ナラシン (牛、豚)、チルミコシン (鶏・七面鳥)

酢酸メレンゲステロールについては、前回会合で、JECFA の安全性評価について EC より懸念が示され、EC が 2008 年 1 月までに懸念に対する科学的な新規データを提出することとされ、JECFA がこれらのデータの評価により安全性を確認した場合、MRL をステップ 8 に進めることで合意されていたもの。第 70 回 JECFA 会合で、EC が提出したデータが評価されたが、本剤の一日許容摂取量 (ADI) を再考する必要性は認められなかったことから、今次会合で MRL をステップ 8 へ進めることが合意された。

議題 6 食料生産動物への動物用医薬品の使用に関連して各国において食品安全を保証するための規制プログラムを設計・実施するためのガイドライン案 (ステップ 7)

本ガイドライン案は、動物用医薬品の承認・販売・使用段階における規制体制、食品中の動物用医薬品残留基準等の食品における規制体制、サンプリング手法等に関するものである。前回会合では、会期内作業部会の検討結果をもとに詳細な検討が行われ、ステップ 8 に進めるかどうかについて議論された。その中で、発展途上国から、国内の関係者の意見を聞いた上で合意する必要があるという主張がなされたことから、案をステップ 6 に戻してコメントの提出を要請し、今次会合にて議論するとされた。

本部会においては、加盟国等からのコメントをもとに議論を行い、サンプリング方法等にいくつかの修正を加えた案を作成した。この修正案をステップ 8 に進め、第 32 回総会において最終採択を諮るとともに、「食品残留動物用医薬品の規制プログラムの設立のためのガイドライン」(CAC/GL 16-1993)及び「動物用医薬品の使用の規制に関する実施規範」(CAC/RCP 38-1993)の廃止を諮ることで合意した。

議題 7 食品中の残留動物用医薬品の分析法に関する討議文書

電子作業部会の議長である英国より、電子作業部会の議論が報告された。その後、電子作業部会の各提案について議論を行い、①コーデックスの分析法(複数薬剤の分析法のクライテリアの開発の必要性も含む)については、英国を議長とする電子作業部会で方向性を検討すること、②クライテリアを満たした分析法は貿易目的では使用可能とされるべきであること等が合意された。

議題 9 動物用医薬品に係るリスク管理についての最近のプラクティスと今後の作業の必要性に関する討議文書

①推定一日摂取量 (EDI) コンセプトの使用については、JECFA でのディビジョン・ツリーの開発の過程で今後議論すること、②ADI の 100%の使用については、仏主導の電子作業部会で議論した上で次回会合の直前に物理的作業部会を開催すること、③スターターカルチャーについては、「JECFA が残留動物用医薬品のスターターカルチャーへの影響を評価しており、かつ食品安全の観点のみによる評価に基づいて提案した乳の MRL を CCRVDF が定める場合には、『加盟国は、スターターカルチャーを用いて加工する目的の新鮮乳の貿易のために、技術的な観点から各国または地域の MRL を設定することができる』というリスク管理に関する文言を付す。」という本部会のポリシーを確認すること、④MRL にリスク管理に関する勧告を付すことについては、科学的根拠に基づき、例外的にケース・バイ・ケースで行われるべきであってリスク管理者が適切なリスク管理措置を設定するための支援が目的であること等が確認された。

また、前回会合で合意した「人の健康への懸念から JECFA が ADI/MRL を設定していない動物用医薬品のリスク管理に関する勧告」に関する新規作業については、第 31 回総会において、米国が、「人の健康への懸念から ADI/MRL を設定していない動物用医薬品に加え、人の健康リスク評価に必要な情報の不足により未だ ADI または MRL が設定されていない医薬品にも範囲を広げる必要がある」と提案したため、承認されず、本部会で再び議論された。JECFA の評価した動物用医薬品に何のリスク管理も行われないことは資源の無駄であることが多くの国から指摘され、既に JECFA が人の健康への懸念から MRL 設定をしないことを提案している動物用医薬品のうち、マラカイトグリーン、クロラムフェニコールについては、食用動物に投与すべきではないことが合意された。

また、米国主導の電子作業部会において、①「人の健康への懸念から ADI/MRL を設定していない動物用医薬品」と「人の健康リスク評価に必要な情報の不足により未だ ADI または MRL が設定されていない動物用医薬品」のリスク管理に関する勧告案策定のための新規作業のスコップ、②既に JECFA が評価を終了している動物用医薬品に対するリスク管理方法の提案、③コーデックス基準設定過程でリスク管理勧告を行うための手続き手法について検討し、次回会合で議論することが合意された。

(参考)

食品残留動物用医薬品部会 (CCRVDF) の作業と今後のアクション

事項	ステップ	今後のアクション
最大残留基準値 (MRL) 案 酢酸メレンゲステロール	8	・ 第 32 回総会
食料生産動物への動物用医薬品の使用に関連して各国において食品安全を保証するための規制プログラムを設計・実施するためのガイドライン案	8	・ 第 32 回総会
MRL 原案 アビラマイシン デキサメサゾン モネンシン ナラシン (鶏) トリクラベンダゾール タイロシン	5/8	・ 第 32 回総会
MRL 原案 ナラシン (牛、豚) チルミコシン	5	・ 第 32 回総会
JECFA の評価又は再評価を必要とする動物用医薬品の優先順位リスト		・ 第 32 回総会
MRL 原案 トリクラベンダゾール (山羊)	中止	
ハチミツ中の動物用医薬品の MRL の設定方法		・ 電子作業部会 [座長：英国]
水産物、水産食品のサンプリングプラン		・ 電子作業部会 [座長：米国]
食品中の残留動物用医薬品の分析法に関する討議文書		・ 電子作業部会 [座長：英国]
JECFA の評価又は再評価を必要とする動物用医薬品の優先順位リスト (電子作業部会の報告書)		・ 電子作業部会 [座長：オーストラリア]
ADI 設定や MRL 設定時に考慮すべきである要素に関する討議文書		・ 電子作業部会 [座長：フランス]
ADI/MRL が設定されていない動物用医薬品のリスク管理に関する勧告案		・ 電子作業部会 [座長：米国]

FAO/WHO 合同食品規格計画

第 32 回 コーデックス総会

日時 : 2009年6月29日(月)～7月4日(金)

場所 : ローマ(イタリア)

仮議題

第1章 はじめに	
1.	議題の採択、議事運営
2.	第62回執行委員会の報告
3.	地域調整部会の報告
第2章 手続き等に関する案件	
4.	手続きマニュアルの修正
第3章 コーデックス規格と関連文書	
5.	ステップ8の規格案と関連文書(ステップ6,7を省略するための勧告を付してステップ5で提出されたもの及び迅速化手続きのステップ5で提出されたものを含む)
6.	ステップ5の規格原案と関連文書
7.	既存のコーデックス規格と関連文書の廃止
8.	コーデックス規格と関連文書の修正
9.	新規作業及び作業中止の提案
第4章 計画及び予算に関する事項	
10.	財政及び予算に関する事項－2010/2011 予算案
11.	コーデックス委員会の戦略計画
a)	全般的な実施状況
b)	コーデックス事務局の評価
c)	途上国で開催されたコーデックス会議の評価
第5章 方針及び一般問題	
12.	総会、部会及び特別部会の報告から提起された事項
a)	一般的事項
b)	コーデックス部会の構成及び部会と特別部会の権限の検証
13.	コーデックス委員会と他の国際組織との関係

a)	一般的事項
b)	プライベートスタンダードの役割
14.	コーデックス委員会への途上国の参加
a)	コーデックスへの参加促進のための FAO/WHO プロジェクト及び信託基金
b)	その他の事項
15.	FAO 及び WHO から提起されたその他の事項
第 6 章	選出と指名
16.	地域調整国の指名
17.	コーデックス委員会議長・副議長の選出及びその他の執行委員会メンバーの選挙
18.	コーデックス部会と特別部会の議長を指名する国の指定
第 7 章	その他の事項
19.	その他の作業
20.	報告書の採択

第 32 回コーデックス総会主要検討議題

仮議題 5. Part 1. ステップ 8、5/8 及び 5A (迅速化手続き) の規格案及び関連文書

〈アジア地域調整部会 (CCASIA)〉

事項	概要
コチュジャンの地域規格案	コチュジャンの規格案 (ステップ 8)。 →1 か所の修文提案をし、採択に合意する。
朝鮮人参の地域規格案	食品又は添加物として使用する朝鮮人参の規格案。特に子供や老人の健康の保護のために必要な配慮をするため、定義に健康強調表示のガイドラインに従った表示を行うべきとの注釈が付いている (ステップ 8)。 →修文提案をし、採択に合意する。
発酵大豆ペーストの地域規格原案	発酵大豆ペーストの規格案 (ステップ 5/8)。 →1 か所の修文提案をし、採択に合意する。

〈汚染物質部会 (CCCF) 〉

事項	概要
GSCTF 前文の改訂原案	汚染物質及び毒素に関する一般規格 (GSCTF) からコーデックス内の手続きに関する記述を削除するとともに、飼料を対象範囲に加え、さらに必要な加筆をしてドキュメント名を改称したもの (ステップ 5/8)。
食品中のアクリルアミドの低減に関する実施規範案	食品の製造過程で生成するアクリルアミドは神経毒性及び発がん性が懸念されている。アクリルアミド摂取への寄与が大きい馬鈴薯加工品と穀類加工品を対象に、商業的に適用されているアクリルアミド低減のための技術対策の情報をもとにまとめられた規範案 (ステップ 8)。
燻製及び直接乾燥工程における食品中の多環芳香族炭化水素 (PAH) 汚染の低減に関する実施規範案	燻製及び直接乾燥工程で食品を汚染する PAH は発がん性が懸念されている。燻製食品及び直接乾燥食品を対象に、食品事業者が PAH による汚染を防止、低減するため製造工程上の重要な管理点を見出し、改善措置を講じることを基本とし、関連する助言をまとめた規範案 (ステップ 8)。

コーヒーにおけるオクラトキシン A 汚染の防止及び低減に関する実施規範原案	腎毒性、肝毒性のあるカビ毒であるオクラトキシン A のコーヒーへの汚染防止及び低減を目的に、コーヒーの栽培、乾燥調製、貯蔵、輸送工程における要件を定めた規範原案（ステップ 5/8）。
---------------------------------------	---

< 食品添加物部会（CCFA） >

事項	概要
食品添加物の一般規格（GSFA）の食品添加物条項案及び原案	食品添加物に関する条項案及び原案（ステップ 8, 5/8）。
食品添加物国際番号システム（INS）の修正原案	FAO/WHO 合同食品添加物専門家会議（JECFA）による評価が終了した食品添加物等に国際番号（INS）を割り当てるもの（ステップ 5/8）。
食品添加物の同一性及び純度に関する規格原案	20 の添加物（新規および改訂規格）と 105 の香料（新規規格）の同一性及び純度に関する規格原案（ステップ 5/8）。

< 食品衛生部会（CCFH） >

事項	概要
調理済み食品中のリステリアモノサイトゲネスに関する微生物学的規準原案	調理済み食品のリステリアモノサイトゲネスのレベルを定めるもの。リステリア増殖が起きる食品、増殖が起きない食品について、それぞれ不検出/25g、100cfu/g の基準を設定。基準を満たさない場合には、当該商品を回収し原因究明をすることとされている（ステップ 5/8）。
幼児向けフォローアップミルク及び医療用調製粉乳に関する微生物学的規準（乳幼児用調製粉乳に関する衛生実施規範の付属文書）	幼児向けフォローアップミルク及び医療用調製粉乳の微生物規準。FUF と <i>E. sakazakii</i> 感染との疫学的なエビデンスが十分でないため、今回は最終製品への <i>E. sakazakii</i> の微生物基準は設定せず、サルモネラの微生物基準のみが設定された。FUF の摂取により、乳児が <i>E. sakazakii</i> に感染している科学的なエビデンスがある場合には、国の規制当局が <i>E. sakazakii</i> の微生物基準の導入等、対策強化ができることとされている。製造工程の指標菌の基準が設定され、対象年齢に応じた正しいミルクの選択及び <i>E. sakazakii</i> 感染リスクを下げる適切な取扱いを行うことの重要性について明記されている（ステップ 5/8）。

< 食品輸出入検査・認証制度部会（CCFICS） >

事項	概要
公的証明書的一般様式の前案（公的証明書の設計、作成、発行及び使用のためのガイドライ	「公的証明書の設計、作成、発行及び使用のためのガイドライン（CAC/GL38-2001）」の Annex として、食品を輸出する際に添付される公的証明書

ンの付属文書) (CAC/GL38-2001)	の一般様式を示したもの (ステップ 5/8)。
-------------------------	-------------------------

< 食品表示部会 (CCFL) >

事項	概要
有機食品の生産、加工、表示及び流通に関するガイドライン修正案: 付属書 2 (ロテノンの使用)	付属書 2 に規定されている使用許可資材のうち、魚毒性の強いロテノン (デリス根に含まれる殺虫目的で使用される資材) について、使用に際しては水系に入らないよう限定することとの注釈を追加するもの (ステップ 5A)。

< 油脂部会 (CCFO) >

事項	概要
名前の付いた植物油規格の修正案: 米ぬか油	名前の付いた植物油規格に、米ぬか油を追加するもの (ステップ 8)。

< 一般原則部会 (CCGP) >

事項	概要
食品の国際貿易における倫理規範の改訂原案	様々なコーデックス規格が作成される前、及び WTO 協定発効前の内容となっている現行規範のうち、倫理に関する原則のみに着目した改訂原案に、スコープとタイトルに国際貿易だけでなく食糧援助も加えること、他国に輸出される食品は根拠がない限り、輸出国の法律も満たすべきであること等の変更が部会において加えられたもの (ステップ 5/8)。

< 分析・サンプリング法部会 (CCMAS) >

事項	概要
分析 (試験) 結果の違いに起因する紛争を解決するためのガイドライン案	輸出国と輸入国で分析結果が異なる場合に生じる紛争を解決するための手順を示すガイドライン案 (ステップ 8)。
分析用語に関するガイドライン案	コーデックスで使用される分析用語の定義に関するガイドライン案 (ステップ 8)。なお、本案が採択された場合には、手続きマニュアルから分析用語の定義は削除される。

< 栄養・特殊用途食品部会 (CCNFSDU) >

事項	概要
栄養強調表示の使用に関するガイドライン: 栄養成分表示の条件表案 (Part B : 食物繊維含有量について)	栄養強調表示に係る食物繊維含有量についてのガイドライン案。非植物由来の食物繊維について、個別の科学的根拠が必要であること、重合度が 3~9 を食物繊維に含めるかどうかは各国政府に任せること、食物繊維が含まれている旨を

	強調表示する際の基準について、固形物においては、100g中3g又は100kcal中1.5g又は一人前 (serving) 中に含まれる量が摂取目安量 (daily reference value) の10%とすること、一人前の量、摂取目安量、液体の基準については、各国政府に任されることとされたもの (ステップ8)。
乳児及び年少幼児向けの特別用途食品に使用される栄養素配合物の推奨リスト案：Part D 特別栄養構造のための食品添加物推奨リスト：アラビアガム規定	特別栄養構造のための食品添加物推奨リストのうちのアラビアガムの規定。技術的な正当性があることから、アラビアガムの使用量は10mg/kg以上であることを報告書に明記する条件で、最終物の含有量を10mg/kg以下とすることに合意し、総会に送付された (ステップ8)。
栄養・特殊用途食品部会により適用される栄養学的リスク分析原則及びガイドライン案	栄養素の過剰摂取または欠乏による人の健康へのリスク分析する際の原則及びガイドライン案。「栄養関連物質」の用語、リスク管理にあたって考慮すべき事項などを記述したもの (ステップ8)。
健康強調表示の科学的根拠についての勧告原案	健康強調表示についての科学的評価に関する勧告原案。再評価の実施のタイミングは各国の判断にまかされること等の変更を加え、今次総会に諮られる (ステップ5/8)。

<加工果実・野菜部会 (CCPFV) >

事項	概要
ジャム、ゼリー、マーマレードのコーデックス規格案	ジャム、ゼリー、マーマレードの規格案 (ステップ8)。
野菜缶詰の規格案 (共通)	野菜缶詰 (乳酸発酵品、塩漬け、酢漬けは除く) の規格案。野菜缶詰の個別の規格の簡素化及び作業の効率化を図るため、添加物、食品衛生など野菜の種類に関わらず共通化できるものを一般事項としてまとめたもの (ステップ8)。
野菜缶詰の規格のうち個別野菜特有の項目	8種類の個別品目について、規格の Annex として整理したもの。野菜のサイズは、販売が行われる国の制度に従うこととされている (ステップ5/8)。
野菜缶詰の充填材 (パッキングメディア)	充填材 (パッキングメディア) について、上記野菜缶詰規格の一般事項の中に組み込むこととされたもの (ステップ5/8)。

<残留農薬部会 (CCPR) >

事項	概要
農薬最大残留基準値 (MRL) 案	第41回 CCPR で審議された4農薬の MRL 案 (ステップ8)。

農薬最大残留基準値 (MRL) 原案	第 41 回 CCPR で審議された 18 農薬の MRL 原案 (ステップ 5/8)。
--------------------	--

< 食品残留動物用医薬品部会 (CCRVDF) >

事項	概要
動物用医薬品の最大残留基準値 (MRL) 案	前回 CCRVDF で EC から懸念が示された酢酸メレンゲステロールについて第 18 回 CCRVDF で審議された MRL 案 (ステップ 8)。
動物用医薬品の最大残留基準値 (MRL) 原案	アビラマイシン、デキサメサゾン、モネンシン、ナラシン (鶏)、トリクラベンダゾール、タイロシンの MRL 案 (ステップ 5/8)。
食料生産動物への動物用医薬品の使用に関連して各国が食品安全保証のための規制プログラムを設計・実施するためのガイドライン案	生産段階における動物用医薬品に関する規制及びサンプリング、分析法に関するガイドライン案 (ステップ 8)。

Part 2. 採択に掛けられる規格及び関連文書

< 汚染物質部会 (CCCF) >

事項	概要
加工用及び直接消費用のツリーナッツ (アーモンド、ヘーゼルナッツ、ピスタチオ) におけるアフラトキシン汚染のためのサンプリングプラン (「サンプル調整」の修正)	前回総会で採択されたサンプリングプランについて、サンプル調製に用いる “vertical cutter type mill” については例として言及するが、粉砕器のタイプはこれに限定せず同等の性能を持つものも使用可能との修正をしたもの。

< 食品添加物部会 (CCFA) >

事項	概要
食品添加物に関するコーデックス一般規格 (GSFA) の付属文書表 3 の修正	発酵乳の個別食品規格 (CODEX STAN 243-2003) にある添加物条項と GSFA の付属文書の表 3 との不整合を修正するもの。部会において、GSFA の食品分類「発酵乳 (プレーン)、発酵後加熱処理済み」で使用できる添加物の機能分類と個別食品規格との整合を図るために、GSFA 表 3 の付表の脚注が修正されたもの。
GSFA の食品分類名及び記述の改訂	GSFA の食品分類 01.0 (食品分類 02.0 の製品を除く、乳製品および類似製品)、15.1 (ジャガイモ、穀類、小麦粉、(根、塊茎、豆類、豆果に由来する) デンプンを基にしたスナック類及び 15.2 (被覆ナッツ類およびナッツミックス (例えば、乾燥果実) など加工ナッツ類) の名称および説明の改訂。

<油脂部会 (CCFO) >

事項	概要
名前の付いた植物油規格の修正：汚染物質のセクションの個別食品規格フォーマットへの置き換え	名前の付いた植物油規格の汚染物質のセクションを、個別食品規格のフォーマットに規定されている文章と一致させるもの。

<分析・サンプリング法部会 (CCMAS) >

事項	概要
異なるステップのコーデックス規格における分析法	各規格の分析法に関して、更新を含め 50 以上の分析法が部会で承認され、今次総会に諮られる。

Part 3. 総会で保留されていた規格及び関連文書

<生鮮果実・野菜部会 (CCFFV) >

事項	概要
ビターキャッサバの規格案	ビターキャッサバ（加工用を除く）の規格案。第 31 回総会で表示のセクション（特に調理に関する指示の部分）について、第 15 回 CCFFV で検討し、第 38 回 CCFL の承認を経た上で、2010 年に開催される総会で採択を検討すること、その他のセクションについてはステップ 8 に留め置くこととされている。

<食品残留動物用医薬品部会 (CCRVDF) >

事項	概要
牛ソマトトロピン (BST) の最大残留基準値 (MRL) 案	乳分泌促進効果のある BST の MRL 案。第 31 回総会では、特段議論なく引き続きステップ 8 に留め置かれることとなった。第 62 回 CCEXEC が期限内に採択されていない規格案をモニタリングし、結果が今次総会に報告される。
ラクトパミンの最大残留基準値 (MRL) 案	成長促進作用のあるラクトパミンの MRL 案。前回総会においてステップ 8 で保留され、第 18 回 CCRVDF で JECFA の再評価が必要かどうか議論することとされた。JECFA が再評価できるような新しいデータがないとの第 18 回 CCRVDF の結果を踏まえ、今次総会でこの MRL 案の扱いについて議論される。

仮議題 6. ステップ 5 の規格原案及び関連文書

<アジア地域調整部会 (CCASIA) >

事項	概要
さご椰子粉の地域規格原案	食用さご椰子粉の地域規格原案 (ステップ 5)。

<油脂部会 (CCFO) >

事項	概要
バルクでの食用油脂の保管及び輸送に関する国際実施規範修正原案：許容される前荷に関する規準	食用油脂をバルクで保管、輸送する際の実施規範に、許容される前荷に関する規準を追加するもの (ステップ 5)。
名前の付いた植物油規格：パーム核ステアリン及びパーム核オレイン	名前の付いた植物油規格に、パーム核ステアリン、パーム核オレインを追加するもの (ステップ 5)。

<残留農薬部会 (CCPR) >

事項	概要
最大残留基準値 (MRL) 原案	第 41 回 CCPR で審議された 4 農薬の MRL 原案 (ステップ 5)。
食品及び飼料のコーデックス分類の改訂原案	「鱗茎野菜」、「うり科野菜を除く果菜類」、「ベリー類及び小果実類」、「食用きのこ類」、「柑橘類」、「仁果類」、「核果類」及び「油糧種子」に関するコーデックス分類、新しいサブグループを設定するもの (ステップ 5)。

<食品残留動物用医薬品部会 (CCRVDF) >

事項	概要
動物用医薬品の最大残留基準値 (MRL) 原案	ナラシン (牛、豚) とチルミコシンの MRL 案 (ステップ 5)。

仮議題 7. 既存のコーデックス規格と関連文書の廃止

<食品添加物部会 (CCFA) >

事項	概要
食品添加物の一般規格 (GSFA) の食品添加物条項	第 41 回 CCFA で合意された食品添加物条項の廃止。

<残留農薬部会 (CCPR) >

事項	概要
農薬最大残留基準値 (MRL)	第 41 回 CCPR で審議された、25 農薬の MRL についての廃止。

<加工果実・野菜部会 (CCPFV) >

事項	概要
ジャム・ゼリーの規格及び柑橘 マーマレードの規格	左記規格の廃止。
インゲンマメ、スイートコーン、 アスパラガス、グリーンピース、 ニンジン、パーム、加工された 豆の規格	左記規格の廃止。

<食品残留動物用医薬品部会 (CCRVDF) >

事項	概要
羊の乳中のチルミコシンの一時 的な MRL	チルミコシン（抗生物質）の羊乳の暫定 MRL の 取り下げ。
残留動物用医薬品のコントロ ールの規定プログラムの確立のた めのガイドライン (CAC/GL16-1993)	食料生産動物への動物用医薬品の使用に関連し て各国において食品安全を保証するための規制 プログラムを設計・実施するためのガイドライン 案の採択に併せて廃止。
動物用医薬品の使用コントロ ールのための実施規範 (CAC/RCP38-1993)	食料生産動物への動物用医薬品の使用に関連し て各国において食品安全を保証するための規制 プログラムを設計・実施するためのガイドライン 案の採択に併せて廃止。

仮議題 9. 規格及び関連文書に関する新規作業及び作業中止の提案

—新規作業—

<加工果実・野菜部会 (CCPFV) >

事項	概要
たけのこ、マッシュルームの規 格改訂原案	たけのことマッシュルーム缶詰の既存規格を「野 菜缶詰の規格」の Annex とするための新規作業 提案。
テーブルオリーブの規格改訂原 案	テーブルオリーブの規格改訂原案についての新 規作業提案。
乾燥ココナッツの規格原案	乾燥ココナッツの規格原案についての新規作業 提案。

<中南米・カリブ海地域調整部会 (CCLAC) >

事項	概要
Cilantro coyoteの地域規格	Cilantro coyote（中米に自生するハーブ）の新規 作業提案。
Lucumaの地域規格	Lucuma（南米北部に自生する植物の果実）の新

	規作業提案。
--	--------

<食品輸出入検査・認証制度部会（CCFICS）>

事項	概要
国内の食品管理システムのための原則及びガイドライン	消費者の健康保護と公正な食品貿易の確保のための国内の食品管理システムの構築・運営を目的とした原則及びガイドラインの新規作業提案。

<食品衛生部会（CCFH）>

事項	概要
食品のウイルス制御に関する衛生実施規範	食品のウイルス制御に関する実施規範の新規作業提案（鳥インフルエンザウイルスは時期尚早であり含まないとされた）。

<近東地域調整部会（CCNEA）>

事項	概要
ザクロの地域規格	ザクロの規格についての新規作業提案。
Harissa（唐辛子ペースト）の地域規格	Harissa（唐辛子ペースト）の規格についての新規作業提案。
Halwa Tehenia（halwa shamia）の地域規格	Halwa Tehenia（halwa shamia）の規格についての新規作業提案。

<汚染物質部会（CCCF）>

事項	概要
とうもろこし及びとうもろこし製品中のフモニシンの最大基準値及びサンプリングプラン	フモニシン（カビ毒）の最大基準値の策定とサンプリングプラン確立のための新規作業提案。
核果蒸留酒中のエチルカーバメイト低減のための実施規範	核果（モモ・ウメなど）蒸留酒のエチルカーバメイト低減のための実施規範作成のための新規作業提案。
堅果中のアフラトキシン汚染の防止及び低減のための実施規範の改訂（ブラジルナッツについて）	ブラジルナッツのアフラトキシンの低減に関する基準を、既存の実施規範に追加するための新規作業提案。
食品及び飼料中のメラミンの最大基準値	非意図的かつ不可避な混入するメラミンの基準値を策定するための新規作業提案。

<残留農薬部会（CCPR）>

事項	概要
農薬に関するコーデックス優先リストの設定（新規農薬と定期	優先リスト作成の新規作業提案。

的に再評価される農薬)	
-------------	--

< 食品残留動物用医薬品部会 (CCRVD) >

事項	概要
JECFAによる評価又は再評価を必要とする動物用医薬品の優先リスト	優先リスト作成の新規作業提案。

－作業の中止－

< 加工果実・野菜部会 (CCPFV) >

事項	概要
野菜缶詰のための充填剤に関するガイドライン	充填剤に関するガイドライン作成作業の中止。

< 油脂部会 (CCFO) >

事項	概要
名前の付いた植物油規格：無漂白パーム油の総カロチノイドの修正	名前の付いた植物油規格に含まれる、無漂白パーム油の総カロチノイドの修正作業の中止。

< 食品添加物部会 (CCFA) >

事項	概要
GSFA の食品添加物条項の案及び原案	食品添加物条項の案及び原案作成作業の中止。

< 分析・サンプリング法部会 (CCMAS) >

事項	概要
承認できる分析法の評価ガイドライン案	適切な分析法や分析法の選択とその選択の妥当性の評価方法を示すガイドライン案の作業の中止。

< 残留農薬部会 (CCPR) >

事項	概要
最大残留基準値 (MRL) 案	第 41 回 CCPR で審議された、8 農薬の MRL についての作業の中止。

< 食品残留動物用医薬品部会 (CCRVD) >

事項	概要
山羊の組織中におけるトリクラベンダゾール MRL 案	トリクラベンダゾール (駆虫剤) の MRL 案の作業の中止。

第 32 回総会 (CAC) で議論されるその他の事項

議題11 コーデックス委員会の戦略計画

(b) コーデックス事務局の評価

2008-2013年のコーデックスの戦略計画の目標の1つである「コーデックスの作業管理の能力強化」のため、予算や人的資源が有効活用されているかについて、コンサルタントがコーデックス事務局の能力評価を実施した。

その結果、コーデックス規格策定作業の管理能力向上を目的に以下の項目を含む11の勧告を提示している。

- ・ FAO及びWHOからのコーデックス予算への適正配分とFAO及びWHOの予算サイクルの中でのコーデックス予算決定時期の適正化、
- ・ 職員の充実など事務局機能の強化、
- ・ コーデックス規格や関連情報の迅速且つ十分な発信、
- ・ 2003年のFAO/WHO及び総会の決定に基づき毎年開催となっている総会の隔年開催の検討。

我が国としては、以下の基本的な考え方にに基づき対処したい。

- ① FAO と WHO の予算及び資源の適正配分等の必要な措置を講じ、コーデックス基準策定の効率化を図るべき、
- ② 総会及び各部会の開催頻度や数の見直しなど、コーデックスの責務達成の観点から、委員会の全体運営のあり方を検討すべき、
- ③ 総会を隔年開催とする場合には、執行委員会の機能の強化など規格策定に遅延が生じない体制を作るべき。

議題12 総会、部会及び特別部会の報告から提起された事項

-うち、第 25 回一般原則部会から提起された事項 (コンセンサス)

第 25 回一般原則部会 (2009 年) から、①コンセンサス形成に関する議長用及び代表団用にパンフレットを作成すること、②議長同士の非公式会合や執行委員会を活用すること、③少なくとも年に 1 回議長会議を開催すること、④手続きマニュアルの「各部会の議長向けガイドライン」中に、議論が膠着した場合のファシリテーターの活用を明記すること、⑤コンセンサスの定義の作成の必要性について意見が分かれること、⑥加盟国代表団用にもコンセンサス形成に関するパンフレットの作成を検討すること、⑦各部会の最終日に、議長に対する評価用紙を用意することが報告される。

また上述の議長向けガイドラインにさらに、「内容について正当な理由に基づく継続的な反対があった場合、議長は、コンセンサスが得られたと

決定する前に、対立する議論を調停することによって、その意見が考慮されるようにすべき」との一文を追記すべきとのマレーシア提案があったが、これについては意見の一致を見ず、一般原則部会でさらに検討すべきか否か総会に助言を求めている。

我が国としては、「コンセンサス」の明確な定義の作成は議論の膠着化を招きかねないこと、上記提案は“正当な理由に基づく継続的な反対”をどう客観的に判断するのか不明な点があり実行性が伴わないことなどから、これら二つの点をさらに一般原則部会で議論する前に、第 25 回一般原則部会で合意された上述の取組を実施してコンセンサス形成を推し進めることが重要、との立場で対処したい。

議題 13 コーデックス委員会と他の国際組織との関係

(b) プライベートスタンダードの役割

第 30 回総会(2007 年)の付託を受け、第 60 回執行委員会(2007 年 12 月)でプライベートスタンダードについて議論し、本件は貿易上の障壁問題を取り扱う WTO や他の関連機関で議論されている事項であることから、コーデックスとして意志決定はせず、引き続き情報収集に努めるとした。第 31 回総会ではプライベートスタンダードに関する WTO での議論に関して情報提供され、今次総会では第 62 回執行委員会(2009 年 6 月)の議論の結果を踏まえて議論することになっている。

第 32 回総会及び第 62 回執行委員会では、学識者が執筆した「食品の安全に係るプライベートスタンダードの食品流通及び公的基準の設定に与える影響」と題する報告書*が FAO と WHO を通じて提出されている。

我が国としては、食品貿易における公正な取引を確保し、消費者の健康を保護する観点から策定されるコーデックス規格の役割を踏まえ、プライベートスタンダードについては、その作成主体との情報交換を図りつつ、プライベートスタンダードがコーデックスの作業にどのような影響を与えるのかについて検討すべきとの立場で対処したい。

*報告書には、短期的、長期的な取組として次のような勧告等がなされている。

- ① 短期的には、コーデックスのオブザーバーとして GFSI¹を招聘する、P S 作成主体との非公式な協議の場を執行委員会の下に設置する等、P S 作成主体との情報交換を図るべき。

¹ GFSI (Global Food Safety Initiative; 国際食品安全イニシアティブ) は、ベルギーの法律の下で設立された非営利財団。

- ② 長期的には、コーデックスとして、プライベートスタンダード²が策定されていない分野についてのみ規格を策定すべきか、これまでと同様に食品安全全般について規格を策定すべきか、規格策定の範囲と優先付けを検討すべき。

議題 14 コーデックス委員会への途上国の参加

第 31 回総会（2008 年）において、資金及び人的資源の不足等のためコーデックス会合に十分参加できず、その結果、規格策定プロセスにおいて十分なインプットが行えないとの懸念が途上国から示された。今次総会では、各地域調整部会の見解と第 25 回一般原則部会（2009 年）における改善策の検討を踏まえ、改めて議論することとされている。

各地域調整部会及び一般原則部会では、トラストファンドの運営の透明性や適用の拡大、能力養成、途上国における会合の開催数の増加等の意見が出された。

我が国としては、トラストファンドの運営の透明性を高める必要があるが、参加者数増加のみを解決策とするのではなく、途上国からの参加者が科学的基礎を持つことで規格策定プロセスに具体的なインプットができるようにすべき、との立場で対処したい。

なお、途上国における部会の開催は議題 11(c)で議論されることからこれを注視するとともに、FAO/WHO が取り組む途上国への技術支援活動（議題 15）は、途上国の能力向上等を通じてコーデックス委員会への途上国の参加を促進すると期待されることから、FAO と WHO が既存の取組について検証し、有効な支援をすべきではないかとの立場で対処したい。

² Global GAP、The British Retail Consortium の“Global Standard for Food Safety”などが例示されているが、範囲は不明。